

にこのすフラワーマルシェ出店規約

規約の履行

1. 本規約は、このす賑わいづくり共同事業体（以下主催者とする）が主催・企画・実施する「にこのすフラワーマルシェ」を安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。
2. 出店者は、以下に述べる各規約および主催者から提示された事項についてこれを遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合には出店の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。またこれにより出店者及び関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行いません。
3. 本規約は全ての出店者に適用されます。

マルシェの目的

1. 主催者・市民・諸団体・出店者の協働により、市内外の来場者に向けて魅力的に花をPRしていくことが目的である。「花のまち鴻巣」のブランディングに努めるとともに、花を生業・活動とする方々の横のつながりをつくることで、本市の花産業を盛り上げる。

出店資格

1. 出店者は、本規約及び出展者案内等関連書類に記載の注意事項を遵守いただける方に限ります。また、搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。
2. 出店者は主催者が定める「にこのすフラワーマルシェ」の開催趣旨に合致する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。

3. 販売物は、主催者が「にこのすフラワーマルシェ」の趣旨に対して適切と判断したものに限りま。
4. 前項で定める出店内容以外（パフォーマンス・宣伝・キャンペーン・各種イベント等）は、主催者にて内容を審議し出店の可否及び条件を決定します。
5. 加工食品の販売は販売する品目に応じて保健所の営業許可及び行商届が必要となります。
6. 埼玉県暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。

出店申込

1. 出店者はGoogleフォームでの申込制（各回毎の申込が必須）とし、主催者より出店者として決定された旨を連絡した時点で正式な出店者となります。出店内容に変更が生じた場合には速やかに主催者に書面またはメールにて報告を行い出店の許可を得て下さい。
2. 出店許可は登録された出店者のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできません。
3. 出店者は1ブースあたり1,000円／回を出店料として出店受付時に現金にてお支払下さい。尚、出店料はフラワーマルシェ運営費用（広報活動・環境整備等）の一部負担金として徴収され、出店の権利の対価では無いことをご了承下さい。
4. 電源使用を希望の場合は各開催毎の出店申し込み時に、使用する機器及び消費電力（ワット数）をお知らせ下さい。
5. 出店料お支払い後に主催者の責に帰さない事由により出店の取り消し、「にこのすフラワーマルシェ」中断並びに中止があった場合、出店料の返還は原則行いません。
6. 主催側がにこのすフラワーマルシェ中止の判断を下した際は、公式に発表し、出店者に連絡いたします。

・前日判断の場合：前日19:00までに、にぎわい交流館「にこのす」ホームページおよびSNS (Instagram／Facebook)にて中止を発表いたします。

・当日判断の場合：前日判断が難しい場合は、当日9:00までに、にぎわい交流館「にこのす」公式ホームページおよびSNS(Instagram／Facebook)にて中止を発表いたします。

・中止の場合、出店を予定されている方には個別にメールまたは電話等でご連絡差し上げます。

出店規則

1. 出店場所は出店受付時に主催者が定め、許可なく移動、拡幅を行うことはできません。また原則として出店者による出店場所の希望は受け付けません。
フラワーマルシェ開催中に主催者が必要と判断した場合は出店場所を移動していただく場合があります。
2. 出店中は歩行者等の通行の妨げにならないよう注意し事故の無いよう努めて下さい。
3. 警察・消防・保健所等の指示があった場合には従って下さい。
4. 緊急車両等通過時に妨害とならないよう留意し、緊急時には速やかに移動、撤去が可能なように展示物・装飾物の準備をして下さい。
5. 不測の事態により主催者がフラワーマルシェの中止、中断を決定した場合にはそれに従って下さい。
6. 主催者はフラワーマルシェ実施時に出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。またその記録をホームページ、SNS、印刷物作成時等に使用場合があります。
7. 以下の販売は禁止です。

動物、手作り化粧品、医薬品、医薬類似行為、著作権を侵害するもの（無許可キャラクター使用品、偽ブランドコピー品、複製ソフト（録音、録画、複写等））、危険な刃物類（模造刀ナイフ、包丁、モデルガン、危険な工具類含む）、アダルト関連（風紀を

乱すもの)、有料くじ、盗品、法律で禁じられている物、その他、販売に対して主催者が不適当と判断した物。

8. テントの持ち込み、発電機の使用は原則禁止します。
9. 出店者は会場内にて販売した商品について、明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。また購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行して下さい。
10. 出店終了後は出店場所とその周囲の清掃をして下さい。集めたごみは各自お持ち帰り下さい。会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。
11. 会場への車の乗り入れは鴻巣市役所駐車場をご利用ください。
12. 自転車は市役所の駐輪場に駐輪して下さい。
13. 喫煙は禁止です。
14. 当方のスタッフが巡回のうえ出店内容のチェックを行い、出店基準に合致しない内容の出店者に対して出店禁止等の措置を取る場合があります。
15. 政治上の主義の推進、支持または反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加の呼びかけ等の行為は固く禁じます。

個人情報の取り扱い

1. 出店者は、フラワーマルシェを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用して下さい。情報主体との間で紛争が生じた場合は当事者間で解決し主催者は責任を負いません。

損害責任

1. 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負いません。
2. 渡し忘れ・欠陥品等、出店者側の落度に起因するクレームがあった場合、主催者は購入者に出店者の氏名・連絡先を教える場合があります。
3. 出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとします。
またフラワーマルシェに参加することに伴い、フラワーマルシェ終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題について当方は一切責任を負わないものとします。
4. 主催者は、天候・災害等主催者の責に帰さない原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

規約の改定

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の改定はホームページ、SNS等にて告知しその時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。

2025年6月6日作成

2026年4月9日改訂

（お問い合わせ）

鴻巣市にぎわい交流館「にこのす」
担当：仲野・根本

TEL:048-541-2901 FAX:048-541-2902
Mail:nikonosu@machikatsu.co.jp